

◎新潟県告示第303号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成28年3月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
須田第二工業団地（第5期）	加茂市大字北潟字五反場の一部 加茂市大字後須田字新割下の一部	平成28年3月2日